



三重県公報

令和5年3月20日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
2	三重県退職手当基金条例	(財 政 課)	5
3	三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	(河 川 課)	6
4	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(教 育 委 員 会)	8
5	三重県部制条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	11
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(大 気 ・ 水 環 境 課)	15
7	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	18
8	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	19
9	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	20
10	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例	(家 畜 防 疫 対 策 課)	36
11	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	37
12	三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	(少 子 化 対 策 課)	39
13	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下 水 道 経 営 課)	40
14	三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	44
15	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例	(同)	46
16	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住 宅 政 策 課)	48
17	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	53
18	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	(同)	55
19	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	56
20	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	58
21	三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	(国 民 健 康 保 険 課)	59
22	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例	(環 境 生 活 総 務 課)	60
23	三重県公共施設等総合管理推進基金条例	(財 政 課)	61
24	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(少 子 化 対 策 課)	62
25	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例	(ス ポ ー ツ 推 進 課)	79
26	花とみどりの三重づくり条例	(県 議 会)	80
27	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	(同)	85

公布された条例のあらまし

◎ 三重県退職手当基金条例（条例第2号）

- 1 定年引上げに伴う退職手当に係る負担を年度間で平準化するため、三重県退職手当基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（条例第3号）

- 1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定に当たり、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第4号）

- 1 博物館法の一部改正に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県部制条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 令和5年度の組織機構の見直しに伴い、部の名称等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 令和5年度の職員定数の見直しに伴い、企業庁の職員の定数の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたことに鑑み、設置の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更に関し、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

- ◎ **三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）**
 - 1 道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）**
 - 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）**
 - 1 松阪処理区高須町公園の施設の一部廃止及び指定管理者が行う業務の範囲の変更に鑑み、経営の基本の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ **三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）**
 - 1 宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）**
 - 1 宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）**
 - 1 入居の資格を有する者で連帯保証人を確保することが困難であるものの増加等に鑑み、入居の資格の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ **公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）**
 - 1 令和 5 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）**
 - 1 県立特別支援学校に在籍している生徒の増加に鑑み、県立特別支援学校の規模の適正化を図ることとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ **三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）**
 - 1 三重県電気事業の廃止に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）**
 - 1 三重県立こころの医療センターにおける病棟機能の再編に伴い、精神病床数を改定することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第 21 号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例（条例第 22 号）

- 1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物に関する事案等の調査検討の終了に伴い、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県公共施設等総合管理推進基金条例（条例第 23 号）

- 1 みえ公共施設等総合管理基本方針等に基づき、県の公共施設等について長寿命化を図るための改修、更新その他総合的な管理に要する経費の財源に充てるため、三重県公共施設等総合管理推進基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 24 号）

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例（条例第 25 号）

- 1 第 76 回国民体育大会及び第 21 回全国障害者スポーツ大会に係る事業の終了に伴い、三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 花とみどりの三重づくり条例（条例第 26 号）

- 1 多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部同年 10 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

三重県退職手当基金条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二号

三重県退職手当基金条例

(設置)

第一条 三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）及び公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、三重県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三号

三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
 - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - 三 雨水貯留浸透施設の容量(容量のない施設にあつては規模)及び構造の概要
 - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
 - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
 - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
 - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置
- 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 四 標識の設置者及びその連絡先

- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 三重県青少年健全育成条例(昭和四十六年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(図書類等の自動販売機等設置場所の自主規制)	(図書類等の自動販売機等設置場所の自主規制)
第十七条 青少年の健全育成上好ましくない図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、当該図書類等の自動販売機等を設置しないように努めなければならない。	第十七条 青少年の健全育成上好ましくない図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、当該図書類等の自動販売機等を設置しないように努めなければならない。
一 五 (略)	一 五 (略)
六 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設	六 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
七 (略)	七 (略)

(三重県立美術館条例の一部改正)

第二条 三重県立美術館条例(昭和五十七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第一条 三重県立美術館(以下「美術館」という。)を津市に設置する。	第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき、 三重県立美術館(以下「美術館」という。)を津市に設置する。
(美術館協議会)	(美術館協議会)

<p>第三十七条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>第三十七条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
---	---

（旅館業法施行条例の一部改正）

第三条 旅館業法施行条例（昭和六十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設</p> <p>四〜十二 （略）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>四〜十二 （略）</p>

（齋宮歴史博物館条例の一部改正）

第四条 齋宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第一条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、齋宮歴史博物館（以下「博物館」という。）を明和町に設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、齋宮歴史博物館（以下「博物館」という。）を明和町に設置する。</p>

（三重県総合博物館条例の一部改正）

第五条 三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、三重県総合博物館(以下「博物館」という。)を津市に設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第二十七条 博物館法(昭和二十六年法律第 二百八十五号)第二十三条第一項の規定に 基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法(昭和二十六年法 律第二百八十五号)第十八条の規定に基づ き、三重県総合博物館(以下「博物館」という。)を津市に設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第二十七条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県部制条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第五号

三重県部制条例の一部を改正する条例

三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部の設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の十一部を置く。</p> <p>総務部 政策企画部 地域連携・交通部 防災対策部 医療保健部 子ども・福祉部 環境生活部</p> <p>農林水産部 雇用経済部 観光部 県土整備部</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務(次項に定めるものを除く。)を分掌させるため、次の十部を置く。</p> <p>防災対策部 戦略企画部 総務部</p> <p>医療保健部 子ども・福祉部 環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部</p> <p>県土整備部</p> <p>2 前項に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する事務を分掌させるため、知事の直轄組織としてデジタル社会推進局を置く。</p> <p>(防災対策部の事務)</p> <p>第二条 防災対策部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 危機管理に関すること。</p> <p>二 防災及び消防に関すること。</p>

<p>(総務部の事務)</p> <p>第二条 総務部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 県の行政一般の運営及び調整に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 議会に関すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 政策評価に関すること。</p> <p>六 広聴及び広報に関すること。</p> <p>七 デジタル社会の形成に関すること。</p> <p>八 (略)</p> <p>(政策企画部の事務)</p>	<p>(戦略企画部の事務)</p> <p>第三条 戦略企画部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 県政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>二 広聴及び広報に関すること。</p> <p>(総務部の事務)</p>
<p>第四条 総務部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 議会及び県の行政一般に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 行政運営及び評価に関すること。</p> <p>五 (略)</p>	<p>第四条 総務部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 議会及び県の行政一般に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 行政運営及び評価に関すること。</p> <p>五 (略)</p>
<p>第三条 政策企画部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 県政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>二 国際交流に関すること。</p> <p>(地域連携・交通部の事務)</p>	
<p>第四条 地域連携・交通部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 地域の振興及び市町その他公共団体の行政一般に関すること。</p> <p>二 交通政策に関すること。</p> <p>三 スポーツに関すること。</p> <p>四 県南部地域の活性化に関すること。</p> <p>(防災対策部の事務)</p>	
<p>第五条 防災対策部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 危機管理に関すること。</p> <p>二 防災及び消防に関すること。</p>	
<p>第六条～第八条 (略)</p>	<p>第五条～第七条 (略)</p> <p>(地域連携部の事務)</p>

<p>(雇用経済部の事務)</p> <p>第十条 雇用経済部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 〃三 (略)</p> <p>(観光部の事務)</p> <p>第十一条 観光部においては、観光に関する事務をつかさどる。</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>第八条 地域連携部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 地域の振興及び市町その他公共団体の行政一般に関する事。</p> <p>二 スポーツに関する事。</p> <p>三 県南部地域の活性化に関する事。</p> <p>(雇用経済部の事務)</p> <p>第十条 雇用経済部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 〃三 (略)</p> <p>四 国際交流及び観光に関する事。</p> <p>第十一条 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(三重県固定資産評価審議会条例の一部改正)
- 2 三重県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第七条 審議会の庶務は、<u>地域連携・交通部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第七条 審議会の庶務は、<u>地域連携部</u>において処理する。</p>

(三重県国土利用計画審議会条例の一部改正)

- 3 三重県国土利用計画審議会条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第七条 審議会の庶務は、<u>地域連携・交通部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第七条 審議会の庶務は、<u>地域連携部</u>において処理する。</p>

(三重県土地利用審査会条例の一部改正)

- 4 三重県土地利用審査会条例(昭和三十九年三重県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第五条 審査会の庶務は、 <u>地域連携・交通部</u> において処理する。	第五条 審査会の庶務は、 <u>地域連携部</u> において処理する。

(みえの観光振興に関する条例の一部改正)

- 5 みえの観光振興に関する条例（平成二十三年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第三十条 審議会の庶務は、 <u>観光部</u> において処理する。	第三十条 審議会の庶務は、 <u>雇用経済部</u> において処理する。

(三重県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 6 三重県スポーツ推進審議会条例（平成二十三年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第八条 審議会の庶務は、 <u>地域連携・交通部</u> において処理する。	第八条 審議会の庶務は、 <u>地域連携部</u> において処理する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〜十九（略）	（略）	一〜十九（略）	（略）
十九の二 浄化槽法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	志摩市及び大紀町	十九の二 浄化槽法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	大紀町
イ 法第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由		イ 法第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由	
ロ 法第五条第二項の規定による勧告		ロ 法第五条第二項の規定による勧告	
ハ 法第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言		ハ 法第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言	
ニ 法第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告		ニ 法第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告	
ホ 法第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令		ホ 法第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令	
ヘ 法第十条の二の規定による報告書の提出の受理		ヘ 法第十条の二の規定による報告書の提出の受理	
ト 法第十一条の二第一		ト 法第十一条の二第一	

項の規定による使用停止の届出の受理
チ 法第十一条の二第二項の規定による使用再開の届出の受理
リ 法第十一条の三の規定による廃止の届出の受理
ス 法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告
ル 法第十二条第二項の規定による改善措置の命令及び使用停止の命令
ヲ 法第十二条の二第一項の規定による定期検査についての指導及び助言
ワ 法第十二条の二第二項の規定による定期検査についての勧告
カ 法第十二条の二第三項の規定による定期検査についての命令
ヨ 法第十二条の五第四項の規定による設置計画についての協議及び同意
タ 法第十二条の五第五項の規定により準用する同条第四項の規定による設置計画の変更についての協議及び同意
レ 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成
ソ 法第四十九条第二項の規定による浄化槽に

項の規定による使用停止の届出の受理
チ 法第十一条の二第二項の規定による使用再開の届出の受理
リ 法第十一条の三の規定による廃止の届出の受理
ス 法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告
ル 法第十二条第二項の規定による改善措置の命令及び使用停止の命令
ヲ 法第十二条の二第一項の規定による定期検査についての指導及び助言
ワ 法第十二条の二第二項の規定による定期検査についての勧告
カ 法第十二条の二第三項の規定による定期検査についての命令
ヨ 法第十二条の五第四項の規定による設置計画についての協議及び同意
タ 法第十二条の五第五項の規定により準用する同条第四項の規定による設置計画の変更についての協議及び同意
レ 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成
ソ 法第四十九条第二項の規定による浄化槽に

<p>関する情報提供の要求 ツ 法第五十三条第一項 の規定による報告の徴 収 ネ 法第五十三条第二項 の規定による立入検査 ナ 法附則第十一条第一 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての助言又は指導 ラ 法附則第十一条第二 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての勧告 ム 法附則第十一条第三 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての命令</p>	<p>各市町（四 日市市、松 阪市、志摩 市、多気町、 大台町、大 紀町及び南 伊勢町を除 く。）</p>	<p>関する情報提供の要求 ツ 法第五十三条第一項 の規定による報告の徴 収 ネ 法第五十三条第二項 の規定による立入検査 ナ 法附則第十一条第一 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての助言又は指導 ラ 法附則第十一条第二 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての勧告 ム 法附則第十一条第三 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての命令</p>	<p>各市町（四 日市市、松 阪市、多気 町、大台 町、大紀町 及び南伊 勢町を除 く。）</p>
<p>二十一～三十五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二十一～三十五 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表第二第十九号の二の項に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において志摩市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、志摩市長がした処分その他の行為又は志摩市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第七号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の定数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 企業庁の職員 <u>一八〇人</u></p> <p>十（略）</p>	<p style="text-align: center;">（職員の定数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 企業庁の職員 <u>一八九人</u></p> <p>十（略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第八号

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例（令和二年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、<u>新型コロナウイルス感染症、そのまん延防止のための措置及びコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、<u>令和十年三月三十一日まで</u>に実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、<u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金（以下「基金」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、<u>令和八年三月三十一日まで</u>に実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一 四 十 一 の 十 一	(略)	(略)	(略)	一 四 十 一 の 十 一	(略)	(略)	(略)
四 十 一 の 十 二 の 十 一 第 一	介護保険法第六十九条の十一第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題の作成及び合格基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料	千四百円	四 十 一 の 十 二 の 十 一 第 一	介護保険法第六十九条の十一第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題の作成及び合格基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料	千八百円
四 十 一 の 十 三 の 百 二 十 九	(略)	(略)	(略)	四 十 一 の 十 三 の 百 二 十 九	(略)	(略)	(略)
三 百 二 十 九 の 二	建築基準法第五十二条の六第三号の規定に基づく建築	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	二万七千円	三 百 二 十 九 の 二	建築基準法第五十二条の六第三号の規定に基づく建築	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	二万七千円

三 百 三 十 三	三 百 三 十 三	(略)	(略)	(略)
三 百 三 十 三	三 百 三 十 三	建築基準法 第五十五条 の第三項の規 定に基づく 建築物の高 さに関する 特例の許可 の申請に対 する審査	建築物の高さ の特例許可申 請手数料	十六万円
三 百 三 十 四	三 百 三 十 四	建築基準法 第五十五条 の第四項の規 定に基づく 建築物の高 さに関する 制限の適用 除外に係る 許可の申請 に対する審 査	建築物の高さ に関する制限 の適用除外に 係る許可申請 手数料	十六万円
三 百 三 十 五 ・ 三 百 三 十 六	三 百 三 十 五 ・ 三 百 三 十 六	(略)	(略)	(略)
三 百 三 十 六	三 百 三 十 六	建築基準法 第五十八条 の第二項の規	高度地区にお ける建築物の 高さの特例許	十六万円
三 百 三 十 三	三 百 三 十 三	(略)	(略)	(略)
三 百 三 十 三	三 百 三 十 三	建築基準法 第五十五条 の第三項各号 の規定に基 づく建築物 の高さの許 可の申請に 対する審査	建築物の高さ の許可申請手 数料	十六万円
三 百 三 十 五 ・ 三 百 三 十 六	三 百 三 十 五 ・ 三 百 三 十 六	(略)	(略)	(略)

	に関する特 例の認定の 申請に対す る審査	手数料 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	二百 四十 九の 第三項の規 定に基づく 一又は二以 上の建築物 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	三百 建築基準法 第八十六条 第三項の規 定に基づく 一又は二以 上の建築物 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	広い空地を有 する一団地内 に建築等をす る一又は二以 上の建築物の 特例許可申請 手数料	建築物の 数が一又 は二であ る場合に あつては 二十二万 円、建築 物の数が 三以上で ある場合 にあつて は二十二 万円に二 を超える 建築物の 数に二万 八千円を 乗じて得	建築物の 数が一又 は二であ る場合に あつては 二十二万 円、建築 物の数が 三以上で ある場合 にあつて は二十二 万円に二 を超える 建築物の 数に二万 八千円を 乗じて得
--	--------------------------------	---------------------------------------	--	--	---	--	--

	に関する特 例の認定の 申請に対す る審査	手数料 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	二百 四十 九の 第三項の規 定に基づく 一又は二以 上の建築物 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	三百 建築基準法 第八十六条 第三項の規 定に基づく 一又は二以 上の建築物 に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	広い空地を有 する一団地内 に建築される 一又は二以 上の建築物の 特例許可申請手 数料	建築物の 数が一又 は二であ る場合に あつては 二十二万 円、建築 物の数が 三以上で ある場合 にあつて は二十二 万円に二 を超える 建築物の 数に二万 八千円を 乗じて得	建築物の 数が一又 は二であ る場合に あつては 二十二万 円、建築 物の数が 三以上で ある場合 にあつて は二十二 万円に二 を超える 建築物の 数に二万 八千円を 乗じて得
--	--------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--

三百九十四の三	建築基準法第八十六条の第四項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査料	広い空地を有する一団の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては二十万円、建築物の数が二を超える建築物の数を二以上である場合にあっては二十万円を乗じて得た額を加算した金額
三百五十	建築基準法第八十六条の二第一項の規定に基づく一敷地内認定建築物の新築又は一敷地内認定建築物の新築	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の新築	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合に

三百九十四の三	建築基準法第八十六条の第四項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査料	広い空地を有する一団の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては二十万円、建築物の数が二を超える建築物の数を二以上である場合にあっては二十万円を乗じて得た額を加算した金額
三百五十	建築基準法第八十六条の二第一項の規定に基づく一敷地内認定建築物の新築又は一敷地内認定建築物の新築	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の新築	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合に

<p>建築物の増築等 の認定の申 請に対する 審査</p>	<p>三百五 十の二 の二第 二第二 項又は 第三項 の規定 に基づく 一敷地 内認定 建築物 若しくは 一敷地 内許可 建築物 以外の 建築物 の新築 又は一 敷地内 認定建 築物若 しくは 一敷地 内許可 建築 物の増 築等許 可申請 手数料</p>	<p>一敷地内認定 建築物若しく は一敷地内許 可建築物以外 の建築物の新 築又は一敷地 内許可建築 物以外の建 築物若しくは 一敷地の建 築物の新築又 は一敷地内 認定建築 物の増築等 申請手数料</p>	<p>建築物（ 一敷地内 認定建築 物若しく は一敷地 内許可建 築物以外 の建築物 の新築又 は一敷地 内認定建 築物若し しくは一敷 地内許可 建築物の 増築等を するもの に限 る。以下 この項に おいて同 じ。）の 数が一 である 場合に あつて は七万 八千 円、二 以上 である 場合に あつて は七 万八 千円 を乗じ て得た 額を加 算した 金額</p>	<p>審査</p>	<p>三百五 十の二 の二第 二第二 項又は 第三項 の規定 に基づく 一敷地 内認定 建築 物又は 一敷地 内許可 建築 物以外 の建 築物の 建築許 可申請 手数料</p>	<p>一敷地内認定 建築物又は一 敷地内許可建 築物以外の建 築物の建築許 可申請手数料 可建築物 を除く。 以下この 項におい て同じ。） の数が一 である場 合にあつ ては二十 二万円、 建築 物の 数が二 以</p>	<p>あつては 七万八千 円、建築 物の数が 二以上で ある場合 にあつて は七万八 千円に一 を超える 建築物の 数に二万 八千円を 乗じて得 た額を加 算した金 額</p>
---	---	---	---	-----------	--	---	--

四 六 十 三 百 一 五 三 百	(略)	(略)	に 限 る。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ。 の 数 が 一 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円、 二 以 上 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円 に 一 を 超 え る 建 築 物 の 数 に 二 万 八 千 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 金 額	等 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査										
					四 六 十 三 百 一 五 三 百	(略)	(略)	に 限 る。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ。 の 数 が 一 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円、 二 以 上 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円 に 一 を 超 え る 建 築 物 の 数 に 二 万 八 千 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 金 額	等 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査					
										四 六 十 三 百 一 五 三 百	(略)	(略)	に 限 る。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ。 の 数 が 一 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円、 二 以 上 で あ る 場 合 に あ つ て は 二 十 二 万 円 に 一 を 超 え る 建 築 物 の 数 に 二 万 八 千 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 金 額	等 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査
備考 (略)														

別表第十九の一の表を次のように改める。

別表第十九(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料)

一 住宅の場合

区分	一件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化計画が、都市の	その他の場合 申請に係る低炭素建築物新築等方法により評価されたものであ
	上記以外の評価方法により評価されたものであ	

		の促進に関する法律第五十四号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各第一号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合		
	一戸建ての住宅	五千円		三万六千八百円	
共同住宅等	住戸部分	一棟の総戸数が一戸のもの	五千円	一万八千七百元	三万六千八百円
		一棟の総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万百円	三万五千三百円	七万四千五百円
		一棟の総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万七千三百円	五万二千二百円	十万四千八百円
		一棟の総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	二万八千九百円	七万三千六百円	十四万七千五百円
		一棟の総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	四万八千四百円	十一万千円	二十一万九千九百円
		一棟の総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	八万六千八百円	十六万八千円	三十万三千八百円
		一棟の総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	十三万七千四百円	二十三万九千五百円	四十一万五千五百円
		一棟の総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十七万三千六百円	三十万九千五百円	五十三万九千六百円
		一棟の総戸数が三百戸を超えるもの	十八万五千円	三十五万二千円	六十三万三千六百円

共用部分	床面積が三百平方メートル以内のもの	一万百円		十一万七千九百円
	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万八千四百円		十五万五千五百円
	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万八千九百円		十九万四千五百円
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万六千八百円		三十万三千円
	床面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内のもの	十三万七千四百円		三十八万九千五百円
	床面積が一萬平方メートルを超え二萬五千平方メートル以内のもの	十七万三千六百円		四十六万五千五百円
	床面積が二萬五千平方メートルを超えるもの	二十一万七千円		五十四万七千七百円
備考				
<p>一 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>二 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。</p> <p>三 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。</p> <p>四 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。</p>				

別表第二十の一の表を次のように改める。

別表第二十（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料）

一 住宅の場合

区分	一件当たりの手数料の金額
----	--------------

		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		その他の場合		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合		
共同住宅等	一戸建ての住宅	三千元			一万八千九百元	
	住戸部分	一棟の総戸数が一戸のもの	三千元	九千八百円		一万八千九百元
		一棟の総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	六千元	一万八千六百元		三万八千二百円
		一棟の総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万四千元	二万三千七百元		五万四千円
		一棟の総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	一万七千三百円	三万九千六百元		七万六千六百元
		一棟の総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	二万九千元	六万四千元		十一万八千元
		一棟の総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	五万二千元	九万二千七百元		十六万五千元
		一棟の総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	八万二千四百円	十三万三千五百円		二十一万九千五百円
		一棟の総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十万四千円	十七万二千元		二十八万七千元

共用部分	百戸を超え三百戸以下のもの			円
	一棟の総戸数が三百戸を超えるもの	十一万千五百円	十七万六千円	三十三万五千三百円
	床面積が三百平方メートル以内のもの	六千円		五万九千九百円
	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円		七万九千五百円
	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千三百円		十万百円
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万二千円		十六万二百円
	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万二千四百円		二十万八千三百円
	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十万四千百円		二十四万九千九百円
	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十三万二百円		二十九万二千五百円
備考				
一 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。				
二 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。				
三 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。				
四 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。				

別表第二十四の一の表を次のように改める。

別表第二十四（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料）

一 住宅の場合

区分	一棟当たりの手数料の金額			
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅	五千円	一万八千七百円	三万六千八百円	
共同住宅等	住戸部分			
	総戸数が一戸のもの	五千円	一万八千七百円	三万六千八百円
	総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万円	三万五千三百円	七万四千五百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万七千三百円	五万二千二百円	十万四千八百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	二万八千九百円	七万三千六百円	十四万七千五百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	四万八千四百円	十一万千円	二十一万九千九百円
総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	八万六千八百円	十六万八千円	三十万三千八百円	

	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	十三万七千四百円	二十三万九千五百円	四十一万五千五百円	
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十七万三千六百円	三十万九千五百円	五十三万九千六百円	
	総戸数が三百戸を超えるもの	十八万五千円	三十五万二千円	六十三万三千六百円	
共用部分	床面積が三百平方メートル以内のもの	一万円		十一万七千九百円	
	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万八千四百円		十五万五千五百円	
	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万八千九百円		十九万四千五百円	
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万六千八百円		三十万三千円	
	床面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内のもの	十三万七千四百円		三十八万九千円	
	床面積が一萬平方メートルを超え二萬五千平方メートル以内のもの	十七万三千六百円		四十六万五千円	
	床面積が二萬五千平方メートルを超えるもの	二十一万七千円		五十四万七千七百円	
	備考				
	<p>一 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>二 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。</p> <p>三 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他</p>				

<p>の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>四 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額</p> <p>ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分 の手数料の金額</p>

別表第二十五の一の表を次のように改める。

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

一 住宅の場合

区分	一棟当たりの手数料の金額			
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅	三千元	九千八百円	一万八千九百円	
共同住宅等	住戸部分 総戸数が一戸のもの	三千元	九千八百円	一万八千九百円
	の 総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	六千元	一万八千六百元	三万八千二百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万四千元	一万三千七百元	五万四千円

	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	一万七千三百円	三万九千六百元	七万六千六百元
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	二万九千円	六万四千元	十一万八千元
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	五万二千元	九万二千七百元	十六万五千元
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	八万二千四百円	十三万三千五百円	二十一万九千五百円
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十万四千四百円	十七万二千元	二十八万七千元
	総戸数が三百戸を超えるもの	十一万千円	十七万六千元	三十三万五千三百円
共用部分	床面積が三百平方メートル以内のもの	六千円		五万九千九百元
	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円		七万九千五百円
	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千三百円		十万円
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万二千元		十六万二千元
	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万二千四百円		二十万八千三百円
	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル	十万四千四百円		二十四万九千九百元

	ル以内のもの		
	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十三万二百円	二十九万二千五百円
備考			
<p>一 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>二 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。</p> <p>三 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。</p> <p>四 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額</p> <p>ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額</p>			

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第十九の一の表の改正規定、別表第二十の一の表の改正規定、別表第二十四の一の表の改正規定及び別表第二十五の一の表の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一・二（略）	（略）	一・二（略）	（略）
三 法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が登録した飼養衛生管理者が行う注射に係る豚熱予防液の管理	一頭分につき六十五円		
四（略）	（略）	三（略）	（略）

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十一号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前																	
<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可を受けようとする者 <u>特定自動運行許可申請手数料</u></p> <p>十 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 <u>特定自動運行計画変更許可申請手数料</u></p> <p>十一〜三十二 （略）</p> <p>2〜6 （略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種別</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜八（略）</td> <td></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>九 特定自動運行許可申請手数料</td> <td></td> <td>七万九千二百円</td> </tr> </tbody> </table>			手数料の種別	区分	手数料の額	一〜八（略）		（略）	九 特定自動運行許可申請手数料		七万九千二百円	<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九〜三十 （略）</p> <p>2〜6 （略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種別</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜八（略）</td> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			手数料の種別	区分	手数料の額	一〜八（略）		（略）
手数料の種別	区分	手数料の額																		
一〜八（略）		（略）																		
九 特定自動運行許可申請手数料		七万九千二百円																		
手数料の種別	区分	手数料の額																		
一〜八（略）		（略）																		

十 特 定 自 動 運 行 計 画 変 更 許 可 申 請 手 数 料		七 万 八 千 五 百 円			
十一 ～ 三 十 二 （ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	九 ～ 三 十 （ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）
備 考 （ 略 ）			備 考 （ 略 ）		

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例をここに公布
 します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十二号

三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

三重県子ども・子育て会議設置条例（平成二十五年三重県条例第六十三号）の一部を次
 のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
 する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四 年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第 七十二條第四項</u>及び就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八年法律第七十七号。 次条第二号において「認定こども園法」と いう。）第二十五条の規定に基づく審議会 その他の合議制の機関として、三重県子ど も・子育て会議（以下「子ども・子育て会 議」という。）を置き、その組織及び運営 に関し必要な事項は、この条例の定めると ころによる。</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる 事務を処理するものとする。</p> <p>一 <u>法第七十二條第四項各号</u>に掲げる事 務</p> <p>二・三 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四 年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第 七十七條第四項</u>及び就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八年法律第七十七号。 次条第二号において「認定こども園法」と いう。）第二十五条の規定に基づく審議会 その他の合議制の機関として、三重県子ど も・子育て会議（以下「子ども・子育て会 議」という。）を置き、その組織及び運営 に関し必要な事項は、この条例の定めると ころによる。</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる 事務を処理するものとする。</p> <p>一 <u>法第七十七條第四項各号</u>に掲げる事 務</p> <p>二・三 （略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十三号

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例

三重県流域下水道条例(令和元年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 指定管理者による管理(第十一条 ―第二十八条)</p> <p>第五章 雑則(第二十九条・第三十条)</p> <p>附則 (経営の基本)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 流域下水道に関する普及啓発を目的として付置する、北部処理区スポーツ広場、松阪処理区高須町公園及び宮川処理区スポーツ広場(以下「公園等」という。)の位置及び施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪処理区高須町公園</td> <td>松阪市高須町</td> <td>テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>公園等の使用の許可に関する業務</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる業務のほか、知事が流域下水道の管理上必要と認める業務</u> (使用期間及び休業日)</p>	名称	位置	施設	(略)	(略)	(略)	松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場	(略)	(略)	(略)	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 指定管理者による管理(第十一条 ―第三十一条)</p> <p>第五章 雑則(第三十二条・第三十三条)</p> <p>附則 (経営の基本)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 流域下水道に関する普及啓発を目的として付置する、北部処理区スポーツ広場、松阪処理区高須町公園及び宮川処理区スポーツ広場(以下「公園等」という。)の位置及び施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪処理区高須町公園</td> <td>松阪市高須町</td> <td>テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場 オートキャンプ場</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>前三号に掲げる業務のほか、知事が流域下水道の管理上必要と認める業務</u> (使用期間及び休業日)</p>	名称	位置	施設	(略)	(略)	(略)	松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場 オートキャンプ場	(略)	(略)	(略)
名称	位置	施設																							
(略)	(略)	(略)																							
松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場																							
(略)	(略)	(略)																							
名称	位置	施設																							
(略)	(略)	(略)																							
松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカ ーグラウンド せせら ぎ公園 多目的広場 オートキャンプ場																							
(略)	(略)	(略)																							

<p>第二十一条 公園等の使用期間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者</u>は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(使用の許可)</p>	<p>第二十一条 公園等の使用期間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>知事</u>は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(使用の許可)</p>
<p>第二十二条 北部処理区スポーツ広場の施設及び松阪処理区高須町公園の施設(せせらぎ公園を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、公園等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用者等に対する指示)</p>	<p>第二十二条 北部処理区スポーツ広場の施設及び松阪処理区高須町公園の施設(せせらぎ公園を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 <u>知事</u>は、公園等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用者等に対する指示)</p>
<p>第二十四条 <u>指定管理者</u>は、公園等の管理上必要があるときは、使用者その他の関係者(次条及び<u>第二十七条</u>において「使用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用の制限等)</p>	<p>第二十四条 <u>知事</u>は、公園等の管理上必要があるときは、使用者その他の関係者(次条及び<u>第三十条</u>において「使用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用の制限等)</p>
<p>第二十五条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用者等がこの条例又は<u>指定管理者</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>三〜七 (略)</p> <p>2 使用者等は、その使用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した公園等の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、</p>	<p>第二十五条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用者等がこの条例又は<u>知事</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>三〜七 (略)</p> <p>2 使用者等は、その使用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した公園等の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、</p>

指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第二十六条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第二十七条 知事は、公益上必要があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第二十八条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により公園等の施設を使用できないときは、知事は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

第二十九条～第三十三条

別表（第二十六条関係）

松阪処理区高須町公園のオートキャンプ場

第二十六条～第三十条

区分	単位	金額		内容
		(円)		
入場料	1 掲げる者を除き一人につき	四〇〇		日帰りの場合に限る。
	2 小学生（これに準ずる者を含む。）以下の者一人一日につき	二〇〇		
施設使用料	バンガロー	一棟一泊につき	六、三〇〇	
	オートサイト	一区画一泊につき	五、三〇〇	
	フリーサイト	一区画一泊につき	二、七〇〇	

	管理棟	半日につき	一、一	会議用
	和室		〇〇	
	バーベキュー	一区画一回	一、一	
	サイト	につき	〇〇	

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、三重県流域下水道条例第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条（「知事」を「指定管理者」に改める部分に限る。）及び第二十五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の三重県流域下水道条例の規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、この条例による改正後の三重県流域下水道条例の相当規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続とみなす。

三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十四号

三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(三重県建築基準条例の一部改正)

第一条 三重県建築基準条例(昭和四十六年三重県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第六条 建築物の敷地が高さ二メートルを超える崖(勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。)に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する建築物との間に、当該崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで若しくは第十七条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p>	<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第六条 建築物の敷地が高さ二メートルを超える崖(勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。)に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する建築物との間に、当該崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条第一項第二号及び第七条から第十条まで若しくは第十四条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p>

(三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(崖に近接する畜舎等)</p> <p>第三条 畜舎等の敷地が高さ二メートルを</p>	<p>(崖に近接する畜舎等)</p> <p>第三条 畜舎等の敷地が高さ二メートルを</p>

<p>超える崖（勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する畜舎等との間に、当該崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで若しくは第十七条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p>	<p>超える崖（勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する畜舎等との間に、当該崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条第一項第二号及び第七条から第十条まで若しくは第十四条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十五号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第五条関係）設計基準			別表第一（第五条関係）設計基準		
一～三	(略)	(略)	一～三	(略)	(略)
四	造成工事	<p>一 (略)</p> <p>二 工事によつて崖（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第一条第一項に規定する崖をいう。以下同じ。）が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 工事によつて生じた崖面は、崩壊しないように、規則で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。</p>	四	造成工事	<p>一 (略)</p> <p>二 工事によつてがけ（宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第一条第二項に規定するがけをいう。以下同じ。）が生じる場合においては、がけの上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 工事によつて生じたがけ面は、崩壊しないように、規則で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。</p>

五・六	(略)	七 切土又は盛土をす る場合において、地 下水により崖崩れ又 は土砂の流出が生じ るおそれがあるとき は、開発区域内の地 下水を有効かつ適切 に排出することがで きるように、規則で 定める排水施設が設 置されていること。
備考	四の項(第一号を除く。)の規定は、 開発区域に宅地造成及び特定盛土等規 制法(昭和三十六年法律第九十一号) 第十条第一項に規定する宅地造成等工 事規制区域を含む場合においては、当該 宅地造成等工事規制区域については、適 用しない。	
五・六	(略)	七 切土又は盛土をす る場合において、地 下水によりがけ崩れ 又は土砂の流出が生 じるおそれがあると きは、開発区域内の 地下水を有効かつ適 切に排出することが できるように、規則 で定める排水施設が 設置されていること。
備考	四の項(第一号を除く。)の規定は、 開発区域に宅地造成等規制法(昭和三 十六年法律第九十一号)第三条第一項に 規定する宅地造成工事規制区域を含む 場合においては、当該宅地造成工事規制 区域については、適用しない。	

附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十六号

三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例

(三重県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 所得が知事の定める基準に該当する者であつて、自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは婚姻の予約者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。）があるもの</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第十一条 入居決定者は、入居指定日までに次の各号に掲げる手続をした後、入居指定日から一月以内に入居しなければならない。</p> <p>一 緊急連絡人（規則で定める要件を満たし、入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡その他規則で定める役割を担う者をいう。）及び入居決定者が連署した誓約書を提出すること。</p>	<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 所得が知事の定める基準に該当する者であつて、自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第十一条 入居決定者は、入居指定日までに次の各号に掲げる手続をした後、入居指定日から一月以内に入居しなければならない。</p> <p>一 連帯保証人二人が連署した誓約書を提出すること。</p>

<p>二 (略)</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>二 (略)</p> <p>2 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第一号の連帯保証人を一人とすることができる。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第十二条 前条第一項第一号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同 等以上の収入を有する者で、次の各号のい ずれかに該当するものでなければなら ない。</p> <p>一 三重県内に住所又は勤務場所を有する者</p> <p>二 入居者の親族である者</p> <p>2 連帯保証人は、入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八月分に相当する額以下で規則で定める額を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十五条の二第一項の極度額として、その履行をする責任を負う。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>一 死亡した場合</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>三 前項に規定する極度額に至るまで責任を負った場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めて連帯保証人の変更を求めた場合</p>
--	---

(三重県営住宅条例の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例(平成九年三重県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(敷地の安全等)</p> <p>第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地</p>	<p>(敷地の安全等)</p> <p>第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、が崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地</p>

に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 (略)

(入居の資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは婚姻の予約者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。)があること。

二 (略)

三 その者が次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

イ 過去において県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人であつて、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務があるもの

ロ 過去において県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人であつて、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと(第十八条の規定により家賃又は敷金を減免された場合を除く。)があるもの

ハ イに掲げる者(連帯保証人を除く。)に当該未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務が生じた時又はロに掲げる者(連帯保証人を除く。)が当該住宅の使用に係る債務を免れた時に、これらの者と同居していた者で規則で定めるもの

四 七 (略)

地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 (略)

(入居の資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

二 (略)

三 その者が次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

イ 過去において県営住宅に入居していた者であつて、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務があるもの

ロ 過去において県営住宅に入居していた者であつて、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと(第十八条の規定により家賃又は敷金を減免された場合を除く。)があるもの

ハ イに掲げる者に当該未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務が生じた時又はロに掲げる者が当該住宅の使用に係る債務を免れた時に、これらの者と同居していた者で規則で定めるもの

ニ ロに掲げる者が当該住宅の使用に係る債務を免れた際に第十条第一項第一号の連帯保証人であつた者

四 七 (略)

<p>2 3 4 (略) (入居の手続等)</p> <p>第十条 県営住宅の入居決定者は、入居指定日までに次の各号に掲げる手続をした後、入居指定日から一月以内に入居しなければならない。</p> <p>一 緊急連絡人(規則で定める要件を満たし、入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡その他規則で定める役割を担う者をいう。)及び入居決定者が連署した誓約書を提出すること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>2 3 4 (略) (入居の手続等)</p> <p>第十条 県営住宅の入居決定者は、入居指定日までに次の各号に掲げる手続をした後、入居指定日から一月以内に入居しなければならない。</p> <p>一 連帯保証人二人が連署した誓約書を提出すること。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人一人の連署とし、又は連帯保証人の連署を必要としない。</p> <p>二 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、第五条の規定により入居させる者の入居について準用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(連帯保証人)</p>
<p>第十一条 削除</p>	<p>第十一条 前条第一項第一号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 三重県内に住所又は勤務場所を有する者</p> <p>二 入居者の親族である者</p> <p>2 連帯保証人は、入居時における近傍同種の住宅の家賃(第十四条第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額の十八月分に相当する額以下で規則で定める額を、民法(明治二十九年法律第十九号)第四百六十五条の二第一項の極度額として、その履行をする責任を負う。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、十四日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>一 死亡した場合</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>三 前項に規定する極度額に至るまで責任を負った場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不</p>

	<p>4 相当と認めて連帯保証人の変更を求めた場合</p> <p>入居者は、その連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、その事実を知った日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中三重県特定公共賃貸住宅条例第六条第一号の改正規定並びに第二条中三重県営住宅条例第六条第一項第一号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に入居の申込み（三重県特定公共賃貸住宅条例第七条第一項又は三重県営住宅条例第八条第一項の規定による入居の申込みをいう。）をした者については、第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例第十一条及び第十二条並びに第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例第十条第一項及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八六七人</u> 事務職員及び技術職員 <u>二五三人</u> その他の職員 五七人 計 <u>三、一七七人</u></p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び 寄宿舎指導員 <u>一、二二三人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 <u>七九人</u> その他の職員 三人 計 <u>一、三〇八人</u></p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 <u>五、九一九人</u> 養護教員 <u>三五一人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一〇九人</u> 事務職員 <u>三六七人</u> 計 <u>六、七四六人</u></p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 <u>三、三四五人</u></p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八九六人</u> 事務職員及び技術職員 <u>二五五人</u> その他の職員 五七人 計 <u>三、二〇八人</u></p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び 寄宿舎指導員 <u>一、二〇六人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 <u>八二人</u> その他の職員 三人 計 <u>一、三〇四人</u></p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 <u>五、九四九人</u> 養護教員 <u>三五〇人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一一二人</u> 事務職員 <u>三七一人</u> 計 <u>六、七八二人</u></p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 <u>三、三三〇人</u></p>

<p>養護教員 一五一人</p> <p>栄養教諭及び学校栄養職員 三三人</p> <p>事務職員 一七五人</p> <p>計 三、七〇四人</p>	<p>養護教員 一五〇人</p> <p>栄養教諭及び学校栄養職員 二八人</p> <p>事務職員 一七四人</p> <p>計 三、六八二人</p>
---	---

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十八号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（名称、設置する部及び位置等） 第二条 特別支援学校の名称、設置する部及び位置は、次の表のとおりとする。			（名称、設置する部及び位置等） 第二条 特別支援学校の名称、設置する部及び位置は、次の表のとおりとする。		
名称	設置する部	位置	名称	設置する部	位置
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校	中学部及び 高等部	鈴鹿市	三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校	高等部	鈴鹿市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2	（略）		2	（略）	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において三重県立杉の子特別支援学校中学部知的障害教育部門に在学している者は、この条例の施行の日に三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に在学しているものとする。

（準備行為）

3 この条例に基づき設置される中学部への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十九号

三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の福祉を増進するため、三重県水道事業及び三重県工業用水道事業（以下「公営企業」という。）を設置する。</p> <p>第二条 削除</p> <p>(経営内容)</p> <p>第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の福祉を増進するため、三重県水道事業、三重県工業用水道事業及び三重県電気事業（以下「公営企業」という。）を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、三重県電気事業について、法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営内容)</p> <p>第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 三重県電気事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> <th style="text-align: center;">供給先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三重ごみ固形燃料発電所</td> <td style="text-align: center;">キロワット 一、〇五〇</td> <td style="text-align: center;">電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存す</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	最大出力	供給先	三重ごみ固形燃料発電所	キロワット 一、〇五〇	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存す
施設名	最大出力	供給先					
三重ごみ固形燃料発電所	キロワット 一、〇五〇	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存す					

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
名称及び位置	診療科目	病床数（床）	名称及び位置	診療科目	病床数（床）
三重県立こころの医療センター（津市）	精神科、内科、脳神経	精神病床 三一八	三重県立こころの医療センター（津市）	精神科、内科、脳神経	精神病床 三四八
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、令和五年八月一日から施行する。

三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布
します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十一号

三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

三重県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年三重県条例第五十四号）は、廃
止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十二号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成十九年三重県条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県公共施設等総合管理推進基金条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十三号

三重県公共施設等総合管理推進基金条例

(設置)

第一条 県が所有する公共施設等について長寿命化を図るための改修、更新その他総合的な管理に要する経費の財源に充てるため、三重県公共施設等総合管理推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十四号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定こども園の認定要件)</p> <p>第二条 認定こども園の認定要件は、当該認定に係る施設が次の各号に掲げる施設のいずれかに該当すること及び次条に掲げる基準に適合することとする。</p> <p>一 幼稚園型認定こども園(次のいずれかに該当する施設をいう。次条第二号及び第三号において同じ。)</p> <p>イ 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。次条第四号において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p>	<p>(認定こども園の認定要件)</p> <p>第二条 認定こども園の認定要件は、当該認定に係る施設が次の各号に掲げる施設のいずれかに該当すること及び次条に掲げる基準に適合することとする。</p> <p>一 幼稚園型認定こども園(次のいずれかに該当する施設をいう。次条第二号及び第三号において同じ。)</p> <p>イ 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。次条第四号において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p>

第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 教育及び保育の内容

イ 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、また、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園の事情に配慮したものでなければならぬ。

ロ (略)

ハ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

五・六 (略)

七 管理運営等

認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(イ)〜(チ) (略)

(ウ) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握すること

第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 教育及び保育の内容

イ 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、また、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園の事情に配慮したものでなければならぬ。

ロ (略)

五・六 (略)

七 管理運営等

認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(イ)〜(チ) (略)

	とができる方法により、子どもの所在を確認すること。
(x)	通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(リ)に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うこと。
(ウ) (イ) (略)	
附 則	
1 (略)	
4	第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。
5・6 (略)	
7	第三条第二号イの規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する

(リ) (イ) (略)	
附 則	
1 (略)	
4	第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。)をもって代えることができる。
5・6 (略)	

知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8) 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

(略)	(略)	(略)
附則第六項	第三条第二号イ並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びニの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者
附則第七項	第三条第二号イの規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

7) 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

(略)	(略)	(略)
附則第六項	第三条第二号イ並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びニの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>第十三条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p>
----------------	--

第三条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条、第十三条及び第十四条第二項において同じ。)の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に当該児童福祉施設の長及び職員に周知するよう努めなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条及び第十四条第二項において同じ。)の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に当該児童福祉施設の長及び職員に周知するよう努めなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第七条の二 (略)</p>	<p>第七条の二 (略)</p>
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常</p>	<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常</p>

<p>生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>
<p>3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>
<p>4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認）</p>
<p>第七条の四 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p>
<p>2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>

<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)</p> <p>第十条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)</p> <p>第十条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。</p>
<p>第十三条 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第十三条の二 (略) (衛生管理等)</p>	<p>第十三条 削除</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第十三条の二 (略) (衛生管理等)</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉</p>

<p>施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。</p> <p>3・4 (略) (職員) 第七十条 (略)</p>	<p>施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3・4 (略) (職員) 第七十条 (略)</p>
<p>4 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第七十四条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 (職員) 第七十四条 (略)</p>
<p>5 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 (職員) 第七十四条 (略)</p> <p>2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 (職員) 第七十四条 (略)</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p>	<p>(従業者)</p>
<p>第六条 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>6 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第七条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第二十九条 (略)</p>	<p>第二十九条 (略)</p>
<p>(安全計画の策定等)</p>	<p>(略)</p>
<p>第二十九条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童</p>	<p>(略)</p>

	<p>発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
2	<p>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>
3	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>
4	<p>指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を行う場合の所在の確認）</p>
第二十九条の三	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>
2	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車に</p>

<p>ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第三十三条 削除</p> <p>(従業者)</p>	<p>第三十三条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときには、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p> <p>(従業者)</p>
<p>第四十条 (略)</p>	<p>第四十条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。</p> <p>(準用)</p>
<p>3 第一項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者)</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条、第三十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者)</p>
<p>第四十八条 (略)</p>	<p>第四十八条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは</p>	

は家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

5 (略)
(準用)

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第四項を除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第四項を除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準

は家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

4 (略)
(準用)

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第四項を除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第四項を除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の七」と、第十六条第二

<p>用する第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>項中「次条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>
--	---

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十五条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>第二十五条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p>	
<p>第二十五条の三 指定福祉型障害児入所施設</p>	

<p>設の設置者は、障害児の施設外での活動、 取組等のための移動その他の障害児の移 動のために自動車を運行するときは、障害 児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障 害児の所在を確実に把握することができ る方法により、障害児の所在を確認しなけ ればならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第二十九条 削除</p>	<p>第二十九条 指定福祉型障害児入所施設の 長たる指定福祉型障害児入所施設の管理 者は、障害児に対し法第四十七条第一項本 文の規定により親権を行う場合であつて 懲戒するとき又は同条第三項の規定によ り懲戒に関し当該障害児の福祉のために 必要な措置を採るときには、身体的苦痛を 与える行為、人格を辱める行為その他懲戒 に係る権限を濫用する行為をしてはなら ない。</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
 例の一部改正)

第六条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定め
 る条例（平成二十六年三重県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>第九条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第九条 法第十四条第一項に規定する園長 は、児童福祉法第四十七条第三項の規定に より懲戒に関し子どもの福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え る行為、人格を辱める行為その他懲戒に係 る権限を濫用する行為をしてはならない。</p>

第七条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定め
 る条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第九条 幼保連携型認定こども園の設置者</p>	<p>第九条 削除</p>

	<p>は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。第二十六条及び第二十七条において同じ。）の発生時において、園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>2</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>
<p>3</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>（苦情への対応）</p>
<p>第十一条</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、子ども又は当該子どもの保護者等からの教育及び保育並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2・3</p>	<p>（略）</p> <p>（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備）</p>
<p>第十七条</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。</p>
<p>2</p>	<p>前項の規定は、園児の保育に直接従事す</p>

	<p>は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。第二十六条及び第二十七条において同じ。）の発生時において、園児の教育及び保育（満三歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>
<p>3</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>（苦情への対応）</p>
<p>第十一条</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置者は、子ども又は当該子どもの保護者等からの教育及び保育（満三歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2</p>	<p>前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>

<p>る職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</p>	
<p>3 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。</p>	<p>2 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。</p>
<p>4 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。 (非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条及び次条において「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第四条中三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十三条及び第四十三条の改正規定、第五条中三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十九条の改正規定並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車を行行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条(第七号(ヌ)に係る部分に限る。)、第三条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。)第

七条の四第二項及び第四条の規定による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第二十九条の三第二項（第二十九条の五、第四十三条、第五十六条、第六十四条、第六十五条の二及び第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、保育所、児童発達支援センター又は指定児童発達支援事業所（以下この項において「保育所等」という。）において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車にこれらの規定に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新児童福祉施設基準条例第七条の三（保育所に係るものを除く。）、新指定障害児通所支援基準条例第二十九条の二（第二十九条の五、第四十三条、第五十六条、第六十四条、第六十五条の二及び第六十八条、第六十九条の八及び第七十六条において準用する場合を含む。）及び第五条の規定による改正後の三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十五条の二（第四十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する
条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十五号

三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例

三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例（平成二十五年三重県条例
第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

花とみどりの三重づくり条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十六号

花とみどりの三重づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本理念（第三条―第五条）

第三章 県の責務等（第六条―第八条）

第四章 基本的施策（第九条―第十八条）

第五章 基本計画（第十九条）

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議（第二十条・第二十一条）

第七章 施策の推進（第二十二条―第二十四条）

附則

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また、創出されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、社会福祉施設等での花とみどりの活用、訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成、維持及び強化に資することも期待される。

しかし、現在の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定され、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進することが求められる。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に

寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物をいう。

第二章 基本理念

(多様な主体の連携協力)

第三条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

(県民及び事業者の意識の高揚等)

第四条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

(花とみどりの効用等の有効活用)

第五条 花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第三章 県の責務等

(県の責務)

第六条 県は、前章の基本理念(以下この章において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県民及び事業者との協働に努めるものとする。
- 3 県は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する花とみどりを活用するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第七条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 基本的施策

(県有施設等における花とみどりの活用)

第九条 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設(以下この条において「施設」という。)において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

2 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(街路樹等の機能の発揮)

第十条 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)

第十一条 県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの文化の振興)

第十二条 県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの教育等の推進)

第十三条 県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの名所づくりの推進)

第十四条 県は、名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり(次項において「花とみどりの名所づくり」という。)に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十五条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

(情報収集等)

第十六条 県は、花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進等を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進等)

第十七条 県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第五章 基本計画

第十九条 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下この条及び次条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針

二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標

三 前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの

四 前三号に掲げるもののほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

3 前項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ花とみどりの三重づくり推進会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

8 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十条 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

一 基本計画に関する事項

二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第二十一条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 施策の推進

（体制の整備等）

第二十二條 県は、第六条及び第八条の責務等を果たすため、必要な体制を整備するとともに、花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

(三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日)

第二十三條 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日を設ける。

2 三重県花とみどりの日は県民の日条例（昭和五十一年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は十一月十一日とする。

3 県は、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四條 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の第六章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十七号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>総務地域連携交通常任委員会</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>地域連携・交通部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ハ <u>出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>議会事務局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ホ <u>監査委員の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ヘ <u>人事委員会の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ト(リ (略)</p> <p>二 <u>政策企画雇用経済観光常任委員会</u></p> <p>イ <u>政策企画部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>観光部の所管及びこれに関連すること。</u></p>	<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>総務地域連携デジタル社会推進常任委員会</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>地域連携部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ハ <u>デジタル社会推進局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ニ(ヘ (略)</p> <p>二 <u>戦略企画雇用経済常任委員会</u></p> <p>イ <u>戦略企画部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>議会事務局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ホ <u>監査委員の所管及びこれに関連す</u></p>

二 (略) 三〜七 (略) 2・3 (略)	ること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。) 人事委員会の所管及びこれに関連すること。 H (略) 三〜七 (略) 2・3 (略)
-----------------------------	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例(次項において「旧条例」という。)の規定により次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例(次項において「新条例」という。)の規定により同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会	総務地域連携交通常任委員会
戦略企画雇用経済常任委員会	政策企画雇用経済観光常任委員会

- この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
